

議案第7号

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月18日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

子育て世帯用の市営住宅の管理に関する必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「市営住宅」の次に「（第8条の2第1項の規定により指定された子育て世帯用の市営住宅を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を、「第3号及び第5号」の次に「、第8条の2第2項に規定する子育て世帯用住宅の入居者で引き続き市営住宅への入居を希望するものにあつては第1号、第2号、第4号及び第5号」を加え、同項第2号ア（ア）中「次項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、第8条の2第2項に規定する子育て世帯用住宅の入居者で引き続き市営住宅への入居を希望するものは、前項に定める条件を具備するとともに、同条第5項に規定する入居承認期間の満了の日までの期間が3年未満である者でなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（子育て世帯用住宅への入居）

第8条の2 市長は、市営住宅の一部を子育て支援のために整備する子育て世帯用の市営住宅として指定することができる。

2 前項の規定により指定された子育て世帯用の市営住宅（以下「子育て世帯用住宅」という。）に入居することができる者は、第6条の規定にかかわらず、同条第1項第3号から第5号までの規定及び次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（1） 入居の申込みをする際現に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居し、かつ、その子を扶養する者であること。

（2） 入居の申込みをした日において、その者の収入が214,000円を超えないこと。

（3） その者の配偶者及びその者が扶養する子以外の同居者がいないこと。

3 市長は、子育て世帯用住宅の入居者を決定するときは、入居の条件として当

該子育て世帯用住宅に入居することができる期間（以下「入居承認期間」という。）を定めるものとする。

4 市長は、子育て世帯用住宅の入居者として決定した者（以下この条において「入居決定者」という。）に対して、規則で定めるところにより、当該入居承認期間の満了時に当該子育て世帯用住宅を明け渡さなければならない旨を説明するものとし、入居決定者は、当該説明を受けたことを証する書面を市長に提出しなければならない。

5 入居承認期間の満了の日は、入居決定者が現に同居し扶養する子（該当する子が複数あるときは、これらの子のうち最も年齢の低い者）が15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、その者が高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又はこれに準ずる教育機関をいう。）に進学する場合又はこれに準ずる場合であって、規則で定める条件を具備するときは、その者が当該高等学校を卒業する日又はこれに準ずる日の属する年度の3月31日まで延長することができる。

6 前項ただし書の規定による入居承認期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

7 第4項の規定は、第5項ただし書の規定により入居承認期間を延長する場合に準用する。

8 市長は、入居承認期間満了の日の6月前までに、入居承認の効力が失われる日を入居決定者に通知するものとする。

第17条第1項中「第37条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第37条第1項中「、入居者」の次に「（子育て世帯用住宅の入居者を除く。）」を加え、同条第4項中「同項」の次に「若しくは第2項」を、「行ったとき」の次に「、又は第2項各号に該当することにより同項の請求を行ったとき」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「同項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、子育て世帯用住宅の入居者が前項各号及び次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

（1） 入居承認期間が満了したとき。

(2) 入居承認期間の満了前であっても当該入居者が次のいずれかに該当するとき。

ア 入居承認時において扶養する子と同居しなくなったとき。

イ 第24条第2項の規定により高額所得者として認定されたとき。

第47条中「及び第2項」を「から第3項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。